

RM INFORMATION VOL.34

INFORMATION 2005.10

発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

10月号CONTENTS

保険会社を脅かす自然災害の脅威

リスクファイナンスとしての保険活用 第31回 生命保険商品の基本

企業の社会的責任とコンプライアンス 第3回 社会的責任と情報開示

時流を読む 「リース会計、『例外』廃止へ」「社員守秘義務に指針」

大規模災害から分析する保険会社の現状と限界

保険会社を脅かす自然災害の脅威

米科学誌「サイエンス」9月26日号によると、米ジョージア工科大など研究チームが「海表面の温暖環境における熱帯サイクロンの数、期間および強度の変化」と題する論文の中で、地球温暖化による海面水温の上昇が台風の威力を増大させている可能性があることを発表しています。今年の米国ハリケーン・カトリーナではニューオーリンズなど周辺地域に壊滅的被害を与えた状況からすると、論文の内容が現実的に感じられます。

英国の保険業協会でも日本での台風損害額を2080年までに最大で年間340億ドル（約3兆8000億円）に達する可能性があるという驚くべき報告がありました。年間340億ドルの損失とは途轍（とてつ）もない規模ですが、保険業界の視点からこのことを考えてみます。

国内損害保険会社では自然災害に伴う多額の保険金支払に備えた「異常危険準備金」を積立てるよう義務付けられています。今年その準備金を昨年度より7割多い積み増しを行った結果、約1兆1千億円の残高になる見通しです。準備金の運用は、年間の保険金支払額が保険料収入の5割を上回った場合、超過分

は準備金を取り崩して保険加入者への支払に充てられます。昨年度は10回にのぼる台風の上陸で家屋浸水などを補償する火災保険の保険金支払が増大し、大手損害保険会社各社で約1200億円の残高を減らしました。

また日本では台風以外でも地震という大きな自然災害被害を生む可能性のリスクを抱えており、東南海地震や首都圏を想定する直下型地震などではそれぞれ数兆円規模の地震損害額が想定されています。約1兆1千億円という積立額が頼りなくみえます。このようなカタストロフィ事故（数千・数兆円規模の巨大大事故）の多発が予想されることは、異常危険準備金の更なる積み増だけでなく、保険会社を破綻させる可能性も示唆しています。

今後実際に損害額が右肩上がりで増えていけば、火災保険などの保険料水準の引上げや、補償内容など引き受け制限や引き受け拒否などの事態も起こりえます。

保険業界の自由化がより進展し保険料引下げなど恩恵が見込まれている一方で、保険会社を取り巻く環境の厳しさも認識しておく必要があります。保険はいつでも当り前に手に入るものではないということです。

リスク ファイナッシング としての 保険活用

第31回 生命保険商品の基本

最近、経営者・役員保険で多くの企業から選択されている「長期平準定期保険」をご存知でしょうか。

保険内容としては定期保険であり最終的には保険料は掛捨てになるのですが、保障終了期間を95歳や100歳という長期型にすることで、会社を取り巻くリスク対策としての保障ニーズとも合致して広く選択されています。

生命保険商品の基本（最終回）は、この保険を取り上げたいと思います。

建築土木業を12年間経営するK社長は40歳とまさに働き盛りで、不況下の中でも事業意欲旺盛です。先代の父親が急逝して、思いがけず28歳の若さで会社を切り盛りする立場になりました。バブル崩壊など苦しい時期もありましたが、持ち前のバイタリティで苦難を乗り越え、現在では業績も順調に推移しています。

ある日、K社長も40歳を向えた転機に将来会社を脅かしかねないリスク対策に力を入れることを考え、保険を始めとしたリスク対策の全般の見直しを図ることとなり、まずは知り合いのリスクコンサルタントに助言を求めました。

リスクコンサルタントからは、「生命保険は何を目的に加入するかが大事ですよ、そしてそこから万一の事態にどの程度の資金が必要になるのか『必要保障額』を計算して決めておく必要がある、と言われました。

K社長いわく、「俺の必要保障額なんてまったく考えた事がなかったなー、どのくらい保障は必要なのだろう？」と考え始めました。

「保険コンサルタントからは、会社を清算しなければならなくなったとしたら1億円から1億5000万円くらいが目安と言われたが・・・」
「しかし、保険料は安くてもまったくの掛け捨てというのも気に入らないしなー・・・」など思うのでした。

以前からK社長は「いま自分に何か起こった場合、誰も後を継げるものがないため、会社清算も視野に入れて1億円程度の資金が必要ではないか」と感じていましたが、一方で将来的にリスクに伴う多額の資金需要が発生した場合の積立金、および自身の役員退職金積立、さら

に事業承継時での自社株買取資金など保険加入において、貯蓄性についても必要性を強く感じていたのです。

その中でK社長の保障ニーズに応えたのが「長期平準定期保険」でした。

保険金額	1億円
保障期間	100歳
払込期間	100歳（月払い）
年間保険料	2,058,000円（月額171,500円）

この保険では、10年後の解約返戻金が1,856万円（返戻率90.1%）、勇退予定時期70歳では5,778万円（同93.5%）と貯まるためほぼ満足のいくものでした。

また保険料の半分が損金扱いになることで、資金管理面でもメリットを感じました。

その他の保険商品と比較すると、養老保険は解約返戻率97%と高い返戻率ではありましたが、1億円の保障額では約1,030万円という年間保険料は高すぎましたし、終身保険（終身払い）では、10年後解約返戻率80.1%と約10%程度のパフォーマンスの差があります。年間保険料も約237万円と少し割高でした。K社長は、これらいくつかの商品を比較して検討した結果、「長期平準定期保険」を契約しました。

このように長期平準定期保険は、ある程度の保障額が必要であり保険期間が長期にわたり確保でき、保険期間中高い解約返戻率が得られる、などさまざまな会社の保障ニーズに対応しています。

第3回 社会的責任（CSR）と情報開示

先回までは、企業が倫理的に行動すること、そして誠実な企業に見られるかそうでないかで、企業の競争力に大きな影響を及ぼす姿をご紹介してきました。

そして今、「価値観に基づいた倫理プログラム」を構築しようという動きが世界的に急速に高まっています。

それは企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）とも連動するものです。

ISO（国際標準化機構）でも、グローバル市場において信頼される企業として、何を守りどのように実施すれば良いかの道標として、国際標準策定の検討が進められています。

そして、世界的に最高レベルといわれる企業の多くがこの「価値観を基にした倫理綱領を採択」しています。

国内に目を移すと、相次ぐ企業不祥事を受けて、情報開示に対する認識にも変化が出てきました。新聞報道によると、上場2170社のうち、松下電工やキャノンなど129社が情報を正確・迅速に公表するための専門組織を設置したとされています。

また、「情報開示規程」などを社内規定化し、開示ルールを明示する動きも広がっているとの事です。特に上場企業では、「適時開示に真摯に取り組む」旨の宣誓書提出を義務付けされています。そのため、重大なリスク開示不備に伴い、業績変動や株価の暴落などがあれば、株主が直接被った損失を賠償請求する“株主直接訴訟（株主版PL訴訟制度）”も広がってくる可能性があります。米国では株主代表訴訟制度と並んで一般化している制度ですが、金融庁も制度に関する枠組みを整備する方針を掲げています。これからの時代、『隠している』と投資家から思われることは致命的なリスクになります。とはいえ、リスク情報を積極的に開示すること

は、歴史がある企業ほど大変なことだと思います。しかし、リスク情報を隠さず正確・迅速に開示できる企業は間違いなく企業を強くするのではないのでしょうか。

4. 米国に見る事例（量刑ガイドライン）

1991年11月米国で連邦政府による「量刑ガイドライン」が導入されました。懲罰的罰金制度による高額民事賠償事例が知られる米国ですが、これは連邦政府から有罪判決を受けた企業は、重い罰金と保護観察期間を強制的に科せられ、禁固刑まで適応されるものです。一方でユニークなのは、犯罪行為が起こる以前から違反を予防する有効なシステムが存在していれば、その企業は罰金を最高95%軽減されるというものです。

そしてこの量刑ガイドラインが効果的プログラムであるためには以下の7つの基準がクリアされなければならないとされています。

法令遵守の基準と手続きを定める

地位の高い人を任命して法令遵守を監督させる

自由裁量の権限委譲にあたっては適正な注意を払う

周知徹底と教育研修を実施する

モニターや監督を行い、報復を恐れずに不正行為を報告できるシステムを備える

一貫した適切な罰則規程を確立する

違法行為には合理的な措置で対応し、再発を予防する

米国では量刑ガイドライン施行以降、「価値観を基にした倫理プログラムの構築」を導入する企業がグローバル企業を中心に広がりを見せたといわれています。

続く

株式会社日本アルマック
シニアリスクコンサルタント
内尾 裕未

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

リース会計、「例外」廃止へ

上場企業では、リース資産を有価証券報告書に残高を注記してオフバランス化していますが、2005年度中に貸借対照表に計上（オンバランス化）する方向で新基準がとりまとめられる方針です。

リース取引は一般に中途解約できない取引であり負債と認識されるものです。そのため、これを「例外規定」でオフバランス化されることが認められれば、自己資本比率など企業の安全性を見る指標がよくなる効果を生みます。

これを国際会計の視点から見ると、米国などでは例外規定がないため、会計の透明性を巡ってその修正が検討されてきました。

なお、新基準の取り扱いが会計上だけでなく税務上とも絡んできた場合、リース取引のメリットが損なわれる結果、企業の設備投資のありかたにも大きな影響を与えることになるでしょう。

社員守秘義務に指針

経済産業省は本年9月「営業秘密管理指針」で、企業が従業員と「営業秘密」の保持契約を結ぶ際の内容を規定し公表するとしました。

企業にとっては社内の営業秘密を漏らすことを前提に転職したり、独立したりして双方が争うことは昔から頻繁にあったわけですが、近年ノウハウや情報の価値が高まるにつれて、あいまいな「機密保持契約」の存在は致命的打撃を及ぼしかねなくなってきました。

従来は社内の雇用契約や営業秘密契約などの罰則規定を見ると、多くの企業で広く罰則を設けてはいるのですが、具体的な記述がなく曖昧にしている企業が多かったようです。

これからは、「当社で知ったすべての秘密」というような罰則規定では公序良俗違反で無効になります。企業を守る契約書が効力を持たないのでは意味がありません。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

10月1日に実施される国勢調査のため、我が家にも調査票が届けられていました。今年は個人情報保護法の影響もあって、記入した内容が調査票を回収する国勢調査員に分からないよう封筒に入れ、のり付けできるようになっていました。しかし山鹿市では、記入した内容に不備がないか確認できるようにとの考えから封筒を配布しなかったところ、多数苦情が寄せられることになり、結局、全世帯に封筒を配布することにしたそうです。この件については市や国勢調査員の認識が甘いということに尽きますが、一方回収した調査票が不備だらけだった場合、どのように処理するのでしょうか。統計調査の妥当性として信用できるデータになっているかちょっと心配です。（小林）

RM INFORMATION 2005.10 VOL.34

2005年10月発行 定価420円（税込）

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。